

## R Guide 【全学部・研究科共通】2023 年度「授業」

立教大学での授業形態や出席・欠席の考え方など授業に関する制度について説明しています。

## 1. 授業形態

大きく分けて3種の授業形態「対面科目」「オンライン科目」「オンデマンド科目」に分類され、さらに「対面科目」「オンライン科目」については、授業回ごとの形態別回数に応じて2種に分類されます。

開講科目の多くは「対面科目」(下表①②)として開講されます。また、一部の開講科目については、教育上の必要性や教育効果の観点から、遠隔での授業を取り入れて開講します。全回がオンライン実施(下表③)・オンデマンド実施(下表⑤)の科目だけでなく、「対面科目」であっても遠隔での授業回を取り入れる科目(下表②)や、「オンライン科目」であっても対面での授業回がある科目(下表④)もあります。

授業形態分類の詳細は下表の通りです。科目ごとの授業形態はシラバスで確認してください。

授業形態種別		備考					
		授業回数 *1 (対面：オンライン)	曜日時限 指定	教室配当 *2	遠隔授業 60 単位上限 *3		
対面科目	①対面 (全回対面)	14 回：0 回	あり	あり	含まない		
	②対面 (一部オンライン)	7 回以上：7 回以下					
オンライン 科目	③オンライン (全回オンライン)	0 回：14 回			なし	なし	含む
	④オンライン (一部対面)	6 回以下：8 回以上					
オンデマンド 科目	⑤オンデマンド (全回オンデマンド)	0 回：14 回 (オンデマンド)					

\*1 四半期科目の場合は、①は全7回対面、②は対面4回以上・オンライン3回以下、③は全7回オンライン、④は対面3回以下・オンライン4回以上、⑤は全7回オンデマンドとする。

\*2 「対面科目」(前表①②)および「オンライン科目」(前表③④)については教室を配当する。対面授業回の授業実施のほか、オンライン授業回には履修者のオンライン受講場所としての教室利用を可としている。

\*3 「オンライン科目」(前表③④)、「オンデマンド科目」(前表⑤)による修得単位は60単位を上限に学部卒業要件単位に算入される。大学院修了要件単位は「遠隔授業60単位上限」の対象外となる。

## 2. オンライン授業回について

### ● オンライン授業回の形態

オンラインで行われる授業回には、概ね下記①～③の実施形態があります。また、授業回により①～③および「教材・課題提示」などの組み合わせにより実施される科目があります。各授業回の詳細については、科目担当教員の指示に従ってください。

- ① ライブ参加型 オンライン演習形式（双方向のリアルタイム・ミーティング）
- ② ライブ視聴型 オンライン講義形式（一方向のリアルタイム動画配信）
- ③ オンデマンド型 オンライン録画配信形式（一方向の動画配信）

※すべての授業回をオンデマンド型で実施する科目をオンデマンド科目といい、オンデマンド科目は、曜日時限の指定がなく、自身の予定に合わせて受講することができます。ただし、各回の受講期間、課題提出時期などについては適宜指示があります。シラバスや「Canvas LMS」、「立教時間」、「Blackboard」等による科目担当者からの指示内容を確認し、曜日時限の指定がなくても、計画的に学習を進める必要があります。

### ● オンライン授業回の受講について

オンライン授業回の受講にあたっては、以下を確認してください。

- ◇ ①②については、事後に録画配信が実施される場合もありますが、授業時間内の課題提出などが実施されることもあるため、原則として定められた曜日時限に受講する必要があります。
- ◇ 科目によって、対面授業回との組み合わせにより構成されている場合や、所定の曜日時限以外の日程（補講日等）で、対面による補講を行う場合があります。詳細は科目担当者の指示に従ってください。
- ◇ 前後の履修科目が対面授業の場合などに、キャンパス内でオンライン授業を受講する際の受講場所については、下記「学内でのオンライン授業回の受講について」を参照してください。

### ● 学内でのオンライン授業回の受講について

前後の授業回が対面授業回の場合などに、キャンパス内でオンライン授業回を受講する際の受講場所については、各オンライン科目の担当教室で受講することを原則とします。大学の貸し出し PC には台数に限りがあるため、原則として必要な端末は各自持参してください。

また、開講キャンパスが異なる科目など、当該キャンパスに担当教室がない科目の場合には、オンライン受講用教室、図書館閲覧席・PC 教室自習席（ただし一方方向で発話の必要がない授業の受講のみ）も利用可能です。

- ◇ オンライン受講用教室（主に異なるキャンパスの開講科目を受講するために利用可）

池袋 5121：月曜～金曜 1-4 限、土曜 1-2 限

新座 N851：月曜～金曜 1-5 限、土曜 1-2 限

◇ 空き教室（上記いずれの教室も混雑している場合などに利用可）

当該教室が空き教室かどうかについては、各教室前に設置のディスプレイに表示される使用状況を確認してください（ディスプレイの設置がない教室については、教室入口横に掲示のQRコードにより、同様の情報にアクセスできます）。

### 3. オンライン授業マニュアルサイトについて

オンライン授業に関するツールや操作について案内しています。オンライン授業の受講について不明な点があれば、このサイトを確認するようにしてください。

<https://helpdesk.rikkyo.ac.jp/>

### 4. 休講

休講とは、通常開講している曜日時限に授業が提供されないことを指します。

RIKKYO Mobile への通知、もしくは以下のサイトから確認できます。また、当日の急な休講の場合は科目担当者から授業支援システム（「Canvas LMS」、  
「Blackboard」、  
「立教時間」等）を通じて伝達される場合があります。

休講の掲示がないにも関わらず、始業開始後 30 分以上経過しても科目担当者が入室しない場合は、各教務窓口にお問い合わせください。

休講のお知らせ※ <http://kyomu.ic.rikkyo.ne.jp/~kyuko/cancelK.aspx>

※学外から上記サイトを閲覧する際は、学内イントラネットへのアクセスとなるため、設定を行う必要があります。

[イントラネットの設定について](#)

## 5. 補講

補講は、①予め決められた補講日（特定の土曜日 3 時限以降の時間）に行う場合と、②それ以外の期日（授業期間中の「補講日以外の土曜日 3 時限以降」または「月～金曜日の 5 時限以降」）に科目担当者が設定して行う場合があります。

【補講日】 以下土曜日の 3 時限以降

春学期：5 月 6 日、5 月 27 日、6 月 24 日

秋学期：10 月 21 日、11 月 25 日、12 月 16 日

補講のお知らせについては以下の補講実施一覧を確認してください。

※補講は必ず実施されるものではありません。科目担当者からの連絡や、掲示板を確認してください。

※以下の補講実施一覧では、授業期間中の「補講日以外の土曜 3 時限以降」または「月～金曜日の 5 時限以降」に行われる補講を「期間外補講」、【補講日】に行われる補講を「指定日補講」として表示しています。また、「期間外補講」は週に一度、「指定日補講」は補講実施日の約一週間前に更新予定です。

キャンパス	補講実施一覧
池袋キャンパス開講科目	<a href="#">期間外補講</a>
	<a href="#">指定日補講</a>
新座キャンパス開講科目	<a href="#">期間外補講</a>
	<a href="#">指定日補講</a>

## 6. 出席

授業に出席することは当然ですが、大学ではすべての授業で出席を取るわけではありません。出席を取るかどうかについては、科目担当者が授業設計において判断します。シラバスの成績評価基準もあわせて参照してください。何をもちてその授業に出席していた・受講していたとみなすかは、科目担当者の指示に従ってください。

## 7. 授業の欠席

本学では、学校感染症により出校停止となった場合、裁判員選任手続期日または裁判員に選任された公判のため裁判所へ出頭する場合以外の事由による授業の欠席は認めていません（いわゆる公欠制度は設けていない）。科目担当者が指示した出席の要件を満たさない場合は、授業は欠席となります。なお、学校感染症など特定の事由により欠席した場合は、以下の教務上の配慮を行います。

### 1. 学校感染症に罹患した場合の措置について

学校感染症に罹患したことにより授業を欠席した学生が、所定の申請手続きを行った場合は、欠席扱いとはしません。

学校感染症に罹患した学生は、登校可能となった日を含む 7 日以内（締切日が窓口業務を行わない日の場合はその翌日まで）に、医療機関が記載した本学所定の書式である「治癒証明書（本学書式）」または医療機関の発行する罹患期間と登校可能日が記載された「診断書」および履修登録状況画面のコピーと共に、各教務窓口へ提出してください。申請者は、各教務窓口にて科目担当者宛文書を受取り、各授業時間に科目担当者に提出してください。

[対象となる学校伝染病]

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ * 上記の他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふく）、風しん、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（医師より登校を控えるよう指示された場合のみ）

※2023年5月8日以降は新型コロナウイルス感染症に感染した場合も上記のとおりです（新型コロナウイルスに関する特別対応はありません）。

## 2. 裁判員制度にともなう場合の措置

裁判員選任手続期日または裁判員に選任された公判のため裁判所へ出頭し授業を欠席した場合、所定の手続きを行った場合には欠席扱いとはしません。詳細は、履修要項を確認すること。

## 8. 授業受講中の事故・怪我

### 授業受講中の事故・怪我

授業中の事故・怪我等は学生教育研究災害傷害保険（学研災）の対象となります。オンライン授業についても同保険の対象となる可能性があります。

詳しくは下記を参照してください。

[学生教育研究災害傷害保険](#)